

対応策

①「もしものとき」への準備

●終活ノート

自分の財産や資産、家族や親しい友人、延命治療希望の有無、葬儀・お墓についてなど、「もしものとき」に伝えたいことを書き出し、保管します

●遺言書の作成・保管

証人が立ち会って作成し公証役場で保管する「公正証書遺言」と、自分で作成する「自筆証書遺言」があります。自筆証書遺言は、法務局で保管してもらうことができます

●死後事務委任契約

自分が亡き後の葬儀や納骨、家の引き払いや財産の処分などについて、生前から自分が選んだ方（親族、弁護士など）と契約しておくことができます

●任意後見契約

将来、判断能力がなくなったときに備えて、事前に自分が選んだ方と後見契約を結んでおくことができます

②1人で暮らしていきたいが、できないことがある、不安がある方へ

①介護サービス、障がい福祉サービス

買い物や通院の支援、デイサービスなどの利用

②ふれあい収集

自宅へ伺い、ごみ出しのお手伝い

③緊急通報システム

緊急時にボタンを押すことで消防へ通報

④カギ預かり事業

自宅の鍵を事前に預かり、緊急時に安否を確認

⑤犬猫一時預かり事業

入院する際、一時的にペットをお預かり

⑥在宅給食サービス

月曜日から土曜日まで、夕食にお弁当をお届け

※利用には条件があります。詳しくは下記相談窓口までお問い合わせください



③お金の管理が難しい方へ

○日常生活自立支援事業

在宅の方を対象に、契約を結ぶことにより、預貯金の出し入れや支払い、大切な書類の保管、福祉サービスの利用などを支援します

○成年後見制度

認知症や精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を守り、支援します。利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要です

相談窓口

①②介護福祉課…☎(32)6347 障がい福祉課…☎(32)6356 FAX(36)3121

③総合福祉課…☎(32)6345

④⑤⑥社会福祉協議会 カギ・犬猫(地域福祉課)…☎(32)7111

成年後見支援センター…☎(38)7291

●遺言について ⇒ 公証役場…☎(36)7769 法務局…☎(34)7151

●困りごと全般 ⇒ ふくし総合相談窓口(総合福祉課)…☎(32)6189

